

厚木リーグ 大会運営規約

第1章 総 則

- 第1条 厚木リーグ(協会加盟チームによるランク別リーグ戦)は、この申し合わせ事項により施行する。
- 第2条 競技は、日本卓球協会制定の現行日本卓球ルールを準用する。
- 第3条 試合球は、日本卓球協会指定球とする。
- 第4条 厚木市卓球協会に加盟登録している団体で行う。
- 第5条 このリーグ戦に出場する選手は、所属する団体から大会開催前に登録していること。
- 第6条 ゼッケンは、所属する団体(チーム)名が記入されたものを必ず着用する。もし、着用のない場合はその選手の出場は認めない。

第2章 リーグの構成

- 第1条 最上部リーグを1部リーグとする。以下、2部・3部とし、各リーグは原則5チームとする。
- 第2条 但し、最下部リーグ及びその上部リーグは、参加申し込みに変動があるので、最下部リーグが3チーム以下の場合は、その上部リーグと混成リーグとし、その1・その2に分けてリーグ戦を行う。
- 第3条 各部リーグは、原則として5チームであるが、1つのリーグで複数のチームが不参加または、棄権した場合でも3チーム以上で行うようにする。ここで、不参加とは、その大会へ参加申込をしない状態を言い、棄権とは、参加申し込みをした後、出場を取り消した状態(試合当日含む)を言う。
- 第4条 上記において、組み合わせが確定した後に棄権(オープン参加含む)があった場合でも、競技委員長または審判長の判断で繰り上げを行う。
- 第5条 チーム事情等により当面厚木リーグの不参加が明らかなき場合は、事務局に連絡する。これに伴い参加チームの繰り上げを行う。

第3章 チームの編成と試合

- 第1条 チームの構成は、男子は1チーム4名以上6名以内の4シングルス、1ダブルスで3点先取とする。女子は1チーム3名以上4名で登録して、試合では3名構成する。4シングルス、1ダブルス(ABC-XYZ方式)で3点先取とする。
- 第2条 大会当日、チーム内の棄権者により規定人数以下で試合を行う場合はオープン参加(参考試合)扱いとする。
※該当するチームの初戦開始時に適用し、全日オープン参加扱いとする。
- 第3条 混成チームでの参加は認める。人数不足により、チーム構成ができない場合に限り、主体チームに他団体からメンバーを加えることができる。
(但し、1名までとする)申込みについては第6章 第5条にて後記する。

第4章 昇部及び降部

- 第1条 対戦の結果、各部の上位1チームと下位1チームは入れ替えを行う(各部の戦績上位1チームは、次期リーグ戦で上部リーグへ昇部、下位1チームは下位リーグへ降部とする)。
- 第2条 各部リーグで不参加または棄権(オープン参加を含む)したチームは、そのリーグで最下位とする。棄権(オープン参加を含む)と不参加の両方があった場合の順位は棄権を上位、不参加はその下位とする。また同一事由どうしの場合は、前大会の組み合わせに記載された順位による。
- 第3条 第2条に準じて、複数チーム同時に昇部・降部の場合がある。
- 第4条 一つのリーグ内にて、混成チーム、棄権、不参加がある場合の順位は次の通りとする。
<順位> 混成チーム>棄権>不参加

第5章 申込み後(大会当日含む)の選手変更・追加・移動

- 第1条 選手の変更・追加・移動は、以下のすべてを含め合計2名までとする。
変更:変更とは選手を交代することを言う。上限2名まで認める。
追加:規定最高人数(男子6人、女子は4人)に足りていない場合のみ上限男子2名、女子1名まで認める。
移動:第5章-第2条に該当した場合のみ上限2名まで認める。
- 第2条 選手の移動は、同一団体(チーム)で2チーム以上出場していた場合で、上位チームが規定最小人数(男子4人、女子3人)を割り込んだ時のみ、下位チームの選手が上位チームへ移動することを認める(※上位から下位への移動は認めない)。
<凡例>BチームからAチームへ移動は可能
AチームからBチームへ移動は不可

第3条 選手の変更・追加・移動申し込みは、別に定められた用紙に記入し競技委員長または審判長に提出しなければならない。

第6章 申し込み方法等

第1条 1団体から複数チームが参加する場合、概ね技量順にA・B・Cとチーム名称をつける。

第2条 大会ごとの選手の入替えは自由であるが、申し込み後選手の入替えは出来ない。

第3条 初めて、このリーグ戦に参加する団体(チーム)は、最下部に申し込みをすること。

第4条 申込書および選手変更・追加・移動届は、別に定められた用紙を使用する。

第5条 混成チームは、申込みチームが主として、チーム名を... (混成)として申し込みをすること。

第7章 その他

第1条 団体(チーム)名の変更については、団体(チーム)内の登録選手が旧名の登録選手と変わらない場合は団体(チーム)名の変更を認める。(例えば会社名・地名などの変更)。上記以外については組み合わせ理事会の承認を得るものとする。従って、これに該当しない場合は新規チームとして最下部リーグに申し込みをすること。

第2条 各リーグの組み合わせは、第4章-第2条により決めるが、組み合わせ(案)を作成し、組み合わせ理事会で承認を得るものとする。また、この申し合わせ事項に該当しない事例が発生した場合も、上記理事会で協議する。組み合わせ理事会は、各団体の理事(代表者または代行者)をもって構成する。

第3条 この申し合わせにない事項で、組み合わせ理事会終了後から大会当日までに生じた事項については、競技委員長および審判長が協議のうえ決定する。

第4条 第6章-第4条の申込書は、大会プログラムに掲載する。また、当日選手変更・追加・移動届の提出があった場合は、本部前に掲示する。

第5条 この申し合わせ事項の追加・項目の変更・不備などについては、組み合わせ理事会において協議する。

第8章 改正及び施行

第1条 本規約の改正及び施行は以下とする。

平成20年1月12日施行、平成22年4月17日改正、平成25年4月13日改正

平成27年4月18日改正及び施行する。